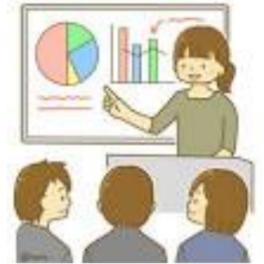


消費者教育に関する実態調査（概要）

平成26年7月25日
県民生活・男女共同参画課



調査の目的

「消費者教育の推進に関する法律」(H24.12.13施行)に基づき、消費者教育を体系的、効果的に推進するための方策を検討する基礎資料とする。

県民

～ 「平成26年度県民世論調査」に
設問を設けることで対応 ～

【調査内容】

- ◆消費者トラブルや被害にあったことがあるか（トラブル等の内容、相談先等）
- ◆トラブルや被害にあわないために何が重要か
- ◆トラブルや被害にあわないために行政に望むこと

【調査期間】

平成26年8月



事業者

【対象者】

高知県内の

- ・商工会議所の会員事業者
- ・商工会の会員事業者
- ・中小企業団体中央会の会員事業者

【調査内容】

- ◆社会貢献の一環としての消費者教育
 - ・消費者に対して何かを行っているか（例えば、業務に関連する商品・サービスに関する注意喚起や情報提供）など
- ◆消費者対応
 - ・お客様相談室など消費者の声を聴く体制があるか など
- ◆従業員に対する消費者教育
 - ・従業員に対して消費者教育を行っているか（対象者、方法、内容等）
 - ・従業員に対する消費者教育に取り組む際に、県に期待すること など

【調査期間】

平成26年8月～9月

学校

小学校・中学校・高等学校

【調査内容】

- ◆消費者教育の実施状況
 - ・どの教科で行っているか
 - ・外部講師による授業を行っているか など
- ◆消費者教育用の教材
 - ・授業で教科書以外に使用した教材について など
- ◆消費者教育推進に当たっての課題

大学・短大・専門学校

【調査内容】

- ◆消費者教育の実施状況
 - ・学生、教職員に対して消費者教育を実施しているか（方法、内容等） など
- ◆消費生活相談窓口の設置状況
 - ・消費生活相談窓口を設置しているか など
- ◆他の実施主体との連携
 - ・消費者教育を行うに当たりどこかと連携しているか（連携の相手方、方法等）
- ◆消費者教育推進に当たっての課題

【調査期間】 平成26年8月～9月